

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年代から平成〇年〇月まで、鉄筋加工、トンネル掘削などの騒音作業に従事したことにより、耳鳴、耳の聞こえが悪くなったとして、A市所在のB会社C支店が代表である「Y幹線下水管工事」を騒音ばく露最終事業場として、平成〇年〇月〇日付けのD耳鼻咽喉科の傷病名「両側耳鳴」の診断書を添付し、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付の請求をした。

監督署長は、請求人が発症したとする聴力障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した聴力障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

D耳鼻咽喉科において、請求人に対して、4回のオーディオグラム（平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日、騒音作業従事離職後、初回が約3年、後の3回が約3年8か月後）が実施されている。労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）で定める聴力障害の認定においては、オーディオグラムが7日間隔で3回実施されている場合、2回目と3回目の測定値の平均値をもって判定することとされているので、後の3回の測定はそれに基づき決定し、以下に判定する。

世界保健機構の難聴分類上の軽度難聴基準（26～40デシベル）と照合すると、上記初回測定では、左耳1000ヘルツ及び右耳4000ヘルツ、同年〇月測定では左耳1000ヘルツ及び両耳8000ヘルツにおいて軽度難聴が認められる。

しかし、いずれの測定日においても、また両耳のいずれの音域においても、認定基準である40デシベル以上の聴力低下は認めない。

請求人は、平成〇年〇月〇日付けのEクリニックF医師による診断書を提出し、それによると、聴力レベルは右耳45～55デシベル、左耳55～65デシベルで、神経性難聴と診断されており、平成〇年における測定結果と比べ悪化を認めている。しかし、これは騒音ばく露業務離職後、約4年7か月後の診断結果であり、認定基準上、騒音性難聴は、騒音下の作業を離れるとほとんど増悪しない性質を有していると考えられることを考慮すると、請求人における聴力障害の悪化の原因が業務上であると認めることはできない。したがって、請求人の聴力障害を業務上の事由によるものということは出来ない。

また、請求人において、両耳の耳鳴があることは、自覚症状のみならずD耳鼻咽喉科において施行されたピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査の

結果から客観的に証明されているが、難聴に伴って生じた耳鳴ではないことから、認定基準上、業務上の事由によることは出来ない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。